

脱プラスチック製容器等 購入費補助金

新たにテイクアウト等を実施する際の脱プラスチック製容器等の購入経費または、テイクアウト等において使い捨てプラスチック製容器等から脱プラスチック製容器等に切り替える際に係る購入経費を補助し、家庭から排出されるプラスチックごみの削減を目的とした補助金です。



補助対象者

1. **ぶんきょう食べきり協力店**登録店舗
2. **文京ソコヂカラ**公式サイトへの登録店舗

※ 登録を検討されている店舗様がいらっしゃいましたらお気軽に文京区リサイクル清掃課までご相談ください。

補助金額

・ 補助対象経費の実支出額

・ 補助限度額 **12万円** ※申請は年度内において**1店舗1回のみ**

※ 1,000円未満は切り捨て

※ 審査により不交付となる場合があります。

補助対象経費

テイクアウト等による商品の提供を行うため、**令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入した**脱プラスチック製容器等にかかる経費であって、以下のいずれかに該当するもの **(消費税及び地方消費税を除く)**

1
使い捨てプラスチック製容器等での提供から脱プラスチック製容器等での提供へ切り替える場合の脱プラスチック製容器等の購入経費



令和5年度から
全額が対象となりました!

2
新たにテイクアウト等による商品の提供を行うに当たって使用する脱プラスチック製容器等の購入経費



テイクアウト始めました!

テイクアウトや食べ残した料理の持ち帰り対応などを初めて実施するお店が該当します。

3
前年度に本補助金の交付を受けた店舗が、テイクアウト等による商品の提供を行うに当たって使用する脱プラスチック製容器等の購入経費 (ただし、**一年度限り**)



昨年度申請した容器等で今年度も申請できる!

令和5年度から新たに追加しました!

申請書類・申請期間・交付までの流れは裏面

申請書類

※ 区ホームページに掲載している記入見本等を必ずご確認ください。▶



- ① 交付申請書兼請求書 ※ 記入見本をよくご確認ください。
- ② 口座振替依頼書 ※ 記入見本をよくご確認ください。
- ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し ※ 記載内容の注意点をよくご確認ください。
- ④ 購入した脱プラスチック製容器等の実物写真
- ⑤ 購入した脱プラスチック製容器等の型番等詳細が分かるカタログ等の写し
- ⑥ 【補助対象経費1に該当する申請者のみ必要】
使い捨てプラスチック製容器等の購入に係る領収書の写し (切り替え前の直近の日付のもの)
- ⑦ 【補助対象経費3に該当する申請者のみ必要】
前年度交付を受けた際の交付決定通知書の写し

※ ①、②の書類は、文京区ホームページからダウンロードできます。

※ ③、⑥の領収書については、以下の(1)~(7)全てが確認できるもの

(1)購入日 (2)宛て名 (3)購入金額 (4)商品名 (5)単価 (6)購入個数 (7)販売店舗名、所在地

申請期間

令和6年5月10日（金）～令和7年3月31日（月）

※ 期間途中であっても、予定件数に達した時点で締め切ります。

補助金交付の流れ

脱プラスチック製 容器等の購入

購入される容器等が補助対象となるか、事前にリサイクル清掃課までご確認ください。



申請

申請書類をリサイクル清掃課に持参、または郵送によりご提出ください。



審査・ 交付決定 (不交付決定)

審査後、申請者に交付決定（不交付決定）通知書をお送りします。



補助金の振込

交付決定を受けた申請者に対し、区が補助金をお支払いします。



■お問い合わせ・お申込み先

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター17階

文京区資源環境部リサイクル清掃課 ☎ 03-5803-1135 FAX:03-5803-1362